

新旧対照表

(アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取り扱いについて)

新	旧
1 対象となるアルコール (1) (省略) (2) (省略) (省略) 「製造の用に供するもの」とは、法第3条第1項(製造の許可)により経済産業大臣の許可を受けた者(製造事業者)が工業用アルコールを製造するために用いるものをいう。 2 (省略) 3 留意事項 <u>上記2の(1)及び(2)イについては、アルコール輸入事業者から保税地域内でアルコールの転売を受けた、法第3条第1項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者(製造事業者)、法第21条第1項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者(販売事業者)、法第26条第1項の規定により経済産業大臣の許可を受けた者(許可使用者)及び法第2条第4項に規定する特定アルコールの譲渡を受けた者が輸入申告を行う際には、アルコールを輸入した輸入事業者の輸入許可書の写しに当該アルコールが輸入事業者から譲渡されたものであることを証する書類(売買契約書等)を添付したものを関税法第70条に規定する他法令の証明とされたい。</u> 4 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い 前記1から3に関して疑義が生じた場合は、次に連絡されたい。 経済産業省製造産業局化学課アルコール室 電話 (03)-3501-1511 内線 3751 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1	1 対象となるアルコール (1) (同左) (2) (同左) (同左) 「製造の用に供するもの」とは、法第3条第1項(製造の許可)により経済産業大臣の許可を受けた者(製造事業者)又は新エネルギー・産業技術総合開発機構が工業用アルコールを製造するために用いるものをいう。 2 (同左) 3 留意事項 <u>平成13年3月31日以前に陸揚げされたアルコールについては、アルコール専売法第4条に基づく「輸入の命」の写しを税関に提出させるので、当該輸入の命の写しをもって関税法第70条に規定する他法令の証明とされたい。</u> 4 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い 前記1から3に関して疑義が生じた場合は、次に連絡されたい。 経済産業省製造産業局アルコール課 電話 (03)-3501-1511 内線 3751 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1